

国民健康保険からたいせつなお知らせ


問合せ
町民税務課
☎ 47・8015

国民健康保険税を引き下げました

平成 20 年 4 月から国民健康保険税の医療分の税率と単価を改正しました。
介護分については、今までどおりです。

また、今までは医療分と介護分を合算した額でしたが、新たに後期高齢者支援分が加わります。
これは、後期高齢者（75 歳以上の方）の医療分の一部を 74 歳以下の方で支援するものです。

	改正前	改正後	比較				
医療分	所得割	6.3%	3.9%	↓ 2.4%	後期 高齢者 支援分 新たに 加わる	所得割	1.1%
	資産割	40.0%	20.0%	↓ 20.0%		資産割	2.4%
	均等割	28,000 円	17,000 円	↓ 11,000 円		均等割	5,100 円
	平等割	28,000 円	17,000 円	↓ 11,000 円		平等割	4,700 円
	課税限度額	560,000 円	470,000 円	↓ 90,000 円		課税限度額	120,000 円

たとえば…  夫と妻の 2 人（介護分対象（65 歳未満））が国保加入の場合
（夫の課税所得 1,400,000 円 固定資産税 60,000 円）

	改正前	改正後	
医療分	所得割	(6.3%) 88,200 円 ⇒ (3.9%) 54,600 円	後期 高齢者 支援分 等分
	資産割	(40.0%) 24,000 円 ⇒ (20.0%) 12,000 円	
	均等割	(28,000 円) 56,000 円 ⇒ (17,000 円) 34,000 円	
	平等割	(28,000 円) 28,000 円 ⇒ (17,000 円) 17,000 円	
	小計	196,200 円 ⇒ 117,600 円	

	改正前	改正後
介護分	所得割	(1.0%) 14,000 円 ⇒ 14,000 円
	資産割	(7.5%) 4,500 円 ⇒ 4,500 円
	均等割	(8,000 円) 16,000 円 ⇒ 16,000 円
	平等割	(5,000 円) 5,000 円 ⇒ 5,000 円
	小計	39,500 円 ⇒ 39,500 円

改正後は、合計 188,840 円で、
改正前より 46,860 円（19.9%）
の減税になります。
（改正前 235,700 円）

 夫と妻の 2 人ともに 65 歳以上で、介護分対象外が国保加入の場合
（夫の課税所得 1,400,000 円 固定資産税 60,000 円）

介護保険分 39,500 円を除く合計 149,340 円となり、改正前より 46,860 円の減税となります。

国民健康保険税の納期が 6 期から 8 期に変更になります

国民健康保険税は、平成 19 年度まで年間 6 回の納期でしたが、平成 20 年度から年間 8 回（7 月から翌年 2 月の毎月）の納期に変更になります。

【国民健康保険税の納期】

納付月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
19 年度まで				1 期		2 期		3 期	4 期	5 期		6 期
20 年度から				1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	